

熊野古道世界遺産登録 20 周年事業推進会議規約

(名称)

第 1 条 本会は、熊野古道世界遺産登録 20 周年事業推進会議（以下、「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 推進会議は、熊野古道世界遺産登録 20 周年に向けて、行政機関、観光団体、事業者等が連携し、子ども・若者等次世代に熊野古道をはじめとする地域の価値を守り伝えるとともに、インバウンドを含む国内外への情報発信を行い、熊野古道伊勢路へ誘うことで地域の活性化につなげることを目的とする。

(事業)

第 3 条 推進会議は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 熊野古道伊勢路の情報発信に関する事業
- (2) 熊野古道伊勢路への誘客促進に関する事業
- (3) 熊野古道伊勢路の魅力を高めるための事業
- (4) 熊野古道伊勢路の価値を守り次世代に伝える事業
- (5) その他、推進会議の目的達成に必要な事業

(組織)

第 4 条 推進会議は、行政機関、観光団体、商工団体、保全団体、交通事業者等関係団体が参画し、地域が一体となって取組を進める。

- 2 推進会議のなかに、本部員会議、幹事会を設置し、推進会議の意思決定は本部員会議で行う。
- 3 推進会議の役員は、会長、副会長、本部員とし、別表 1 に掲げる者をもって充てる。
- 4 推進会議の趣旨に賛同する企業、団体等を協力会員とする。
- 5 役員が任期の途中において、別表 1 の職名欄に掲げる職でなくなった場合には、当該役員の残任期間は当該職の後任者をもって充てる。
- 6 役員の任期は、推進会議が解散するまでとする。

(役員職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 本部員は、第 6 条の本部員会議に出席し、推進会議の運営に参画する。

(本部員会議)

第 6 条 本部員会議は、会長、副会長、本部員をもって構成する。

- 2 本部員会議は、会長が招集し、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 推進会議の議事に関すること。
 - (3) その他、会長が必要と認める事項に関すること。
- 3 本部員会議の議長は、会長をもって充てる。
- 4 本部員会議は、過半数の出席が無ければ、これを開くことができない。

- 5 本部員会議の議事は、議長を除く出席者の過半数で議事を決し、可否同数の時は議長が決定する。
- 6 前2項の場合において、第1項に掲げる者の代理として出席があったとき又は委任状の提出があったときは、その者は本部員会議に出席したものとみなす。
- 7 本部員会議には、必要に応じ、協議事項に関係のある者の出席を求めることができる。

(専決処分)

- 第7条 会長は、本部員会議を招集する暇がないと認めるときは、前条第2項各号の事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の本部員会議にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

(幹事会)

- 第8条 会長は、本部員会議の決定した方針等に基づき推進会議の運営を行なうために、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
 - 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

- 第9条 推進会議の事務を処理するため、三重県地域連携・交通部南部地域振興局に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

- 第10条 推進会議は、第2条の目的の達成その他推進会議の決定をもって解散する。

(雑則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年11月27日から施行する。

(別表1) 推進会議・本部員会議

1	会長	三重県地域連携・交通部南部地域振興局長
2	副会長	尾鷲市長
3	副会長	玉城町長
4	本部員	伊勢市長
5	本部員	熊野市長
6	本部員	多気町長
7	本部員	大台町長
8	本部員	大紀町長
9	本部員	紀北町長
10	本部員	御浜町長
11	本部員	紀宝町長

(別表2) 幹事会

1	幹事長	三重県地域連携・交通部南部地域振興局東紀州振興課長
2	副幹事長	尾鷲市商工観光課長
3	副幹事長	玉城町産業振興課長
4	幹事	伊勢市観光誘客課長
5	幹事	熊野市観光スポーツ交流課長
6	幹事	多気町企画調整課長
7	幹事	大台町産業課長
8	幹事	大紀町商工観光課長
9	幹事	紀北町商工観光課長
10	幹事	御浜町企画課長
11	幹事	紀宝町企画調整課長
12	幹事	一般社団法人東紀州地域振興公社事務局長